

報告第 5 2 号

各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（下水道等事業関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

調整方針 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

使用料	観音寺市				大野原町				豊浜町				調整結果											
	(消費税を含む)				(消費税を含む)				(消費税を含む)				(消費税を含む)											
区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)		区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)						
	汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料		汚水量	使用料	汚水量	使用料	汚水量	使用料			
一般汚水			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円			11立方メートルから	147円				
			20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで				20立方メートルまで	
	10立方メートルまで	1,155円	21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円			21立方メートルから	168円				
			30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで				30立方メートルまで	
			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円			31立方メートルから	189円
			50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで				50立方メートルまで	
	(ただし、5立方メートルまで)	(840円)	51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円			51立方メートルから	210円				
			100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで				100立方メートルまで	
			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円			101立方メートル以上	236.25円				
公衆浴場汚水	200立方メートルまで	6,090円	201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円			201立方メートル以上	39.9円				
1円未満切捨て				1円未満切捨て				1円未満切捨て				1円未満切捨て												

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給	<p>観音寺市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則 (抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 処理区域内に建築物を有する者が、当該便所を水洗式に改造又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道へ接続すること等に要する資金の融資のあっ旋及びその融資を行う取扱い金融機関への利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>第3条 改造資金の融資のあっ旋は、次の要件を備えているものでなければ受けることはできない。</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>第4条 改造資金の融資あっ旋額は、改造工事1件につき10万円以上50万円までの間で、市長が認定した金額とする。</p> <p>2 前項の改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第5条 改造資金の融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>	—	—	<p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>(1) 改造工事1件につき10万円以上50万円までの間 (改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。)</p> <p>(2) 市長が認定した金額とする。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>			

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針	水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第6条 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>2 前項の利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>	—	—	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>(1) 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>(2) 利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>			

調整方針	農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。																																													
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果																																										
受益者負担	_____	新規加入者 1公共枡 150,000円	新規加入者 1公共枡 150,000円	新規加入者 1公共枡 150,000円																																										
使用料金	_____	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3～4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5～6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7～9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10～19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3～4人	3,000円	5～6人	3,500円	7～9人	4,000円	10～19人	7,000円	20人以上	10,000円
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
人員	使用料(月額)																																													
2人以下	2,500円																																													
3～4人	3,000円																																													
5～6人	3,500円																																													
7～9人	4,000円																																													
10～19人	7,000円																																													
20人以上	10,000円																																													
農業集落排水会計	_____	大野原町農業集落排水事業特別会計	豊浜町農業集落排水事業特別会計	観音寺市農業集落排水事業特別会計																																										

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針	農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
排水設備工事関係		<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(大野原町指定業者) 2. 大野原町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (田野々地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(大野原町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、大野原町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(豊浜町指定業者) 2. 豊浜町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (本村地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(豊浜町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、豊浜町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(観音寺市指定業者) 2. 観音寺市に対して確認申請書の提出 3. 市より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共 樹までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(観音寺市指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、観音寺市の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>			

調整方針 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町 調整結果

合併浄化槽整備事業 浄化槽設置 補助金	観音寺市		大野原町		豊浜町		調整結果	
	人槽区分	補助限度額	人槽区分	補助限度額	人槽区分	補助限度額	人槽区分	補助限度額
	5人槽	354,000円	5人槽	450,000円	5人槽	450,000円	5人槽	450,000円
	6～7人槽	411,000円	6人槽	550,000円	6人槽	550,000円	6人槽	550,000円
	8～50人槽	519,000円	7人槽	650,000円	7人槽	650,000円	7人槽	650,000円
			8～9人槽	824,000円	8人槽	824,000円	8～9人槽	824,000円
			10人槽	900,000円	9人槽	824,000円	10～50人槽	900,000円
			11～20人槽	1,854,000円	10人槽	900,000円		
			21～30人槽	3,296,000円	11～20人槽	981,000円		
			31～50人槽	4,326,000円	21～30人槽	1,668,000円		
					31～50人槽	2,238,000円		

設置実績	観音寺市										大野原町										豊浜町											
	年度	人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計	年度	人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計	年度	人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～
14年度	62	-	93	-	10	12	1	2	180	14年度	33	-	69	-	3	-	-	-	105	14年度	21	-	27	-	1	-	1	-	50			
15年度	80	-	88	-	7	4	-	2	181	15年度	31	-	76	-	5	-	-	-	112	15年度	23	-	30	-	3	1	-	-	57			
16年度	81	-	86	-	8	3	3	2	183	16年度	22	-	70	-	8	-	-	-	100	16年度	24	-	34	-	4	1	1	-	64			
合計	223	-	267	-	25	19	4	6	544	合計	86	-	215	-	16	-	-	-	317	合計	68	-	91	-	8	2	2	-	171			